

まずは要介護認定の申請から

介護保険からサービスを受けるためには、寝たきりや認知症などのサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要です。市町村に申請すると、原則として30日以内に結果が通知されます。

要介護認定では、寝たきりや認知症などの介護が必要な状態かどうかだけでなく、介護の手のかかり具合（要介護度）も判定します。要介護度により、在宅サービスを受けられる額や施設に入った場合のサービスの額が異なります。

要介護認定の申請から認定まで

要介護認定の有効期限は原則6ヵ月ですが、有効期間が切れる前に更新手続きが必要です。更新の申請は有効期限が切れる60日前から行うことができます。更新認定の有効期限は状態に応じ、2年まで延長されることがあります。

訪問調査は、市町村の職員や、市町村から委託を受けた居宅介護支援事業者等の介護支援専門員などが家庭などを訪問し、心身の状態などについて聞き取り、調査票に記入します。

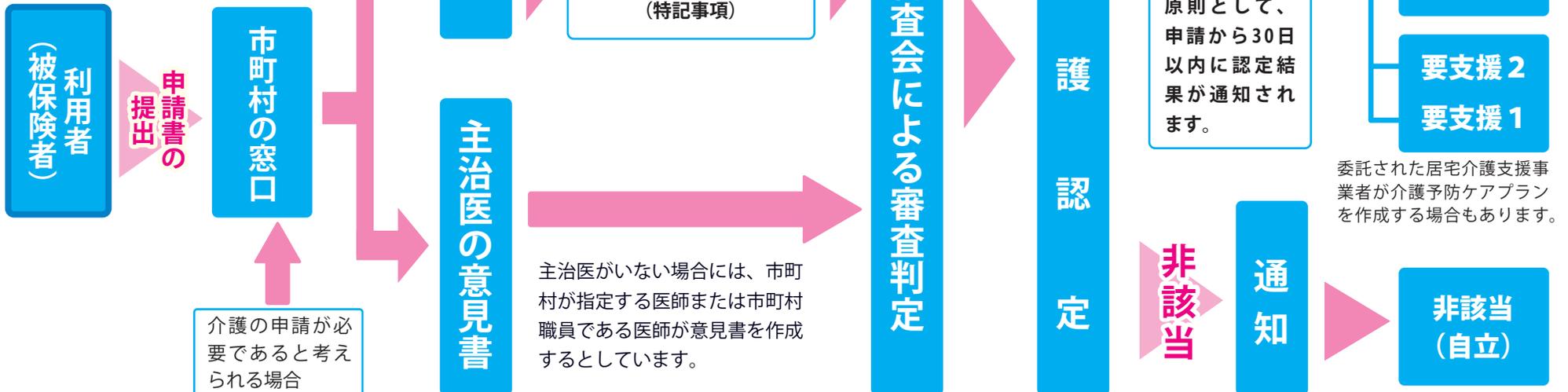
審査会の委員は保健・医療・福祉に関する専門家5人程度で構成されます。認定結果に不服がある場合は、都道府県の「介護保険認定審査会」に不服の申し立てができます。

全国的に公平な認定ができるように工夫しています。

- ①コンピュータによる判定をもとに、全国共通の心身の状態の例に照らして介護認定審査会で「審査判定」を行っています。
- ②訪問調査の方法のマニュアルを作り、調査員の研修を行っています。
- ③介護認定審査会での審査判定のマニュアルを作り、委員の研修を行っています。
- ④全国の市町村でばらつきができないよう、情報を広く共有しています。

●認定の効果は申請の時までさかのぼるので、申請をすればサービスをはじめることができます

●申請は本人家族のほか、地域包括支援センターや近くの居宅介護支援（ケアプラン作成事業者）や介護保険施設にも頼めます。



原則として、申請から30日以内に認定結果が通知されます。

委託された居宅介護支援事業者が介護予防ケアプランを作成する場合があります。